

令和6年度 第1回草津市環境審議会 会議録

■日時:

令和6年7月1日(月)14時00分 ～ 16時30分

■場所:

市役所2階 特大会議室

■出席委員:

小林 圭介 委員(会長)、壽崎 かすみ 委員、樋口 能士 委員(副会長)、山川 正信 委員、横田 岳人 委員、中西 真帆 委員、北脇 芳和 委員、宮城 成和 委員、村北 奈津 委員、米田 吉克 委員、磯部 実樹 委員、岡 嘉得 委員、柿本 理乃 委員、中井 あずさ 委員、松村 幸子 委員、向井 芳枝 委員、森 毅 委員

■欠席委員:

山田 淳 委員、井上 忠之 委員、奥村 真知子 委員

■事務局:

橋川市長

環境経済部

環境政策課

温暖化対策室

田中部長、太田専門理事、青木副部長

藤野課長、長江係長、関主査、井上主任

森下室長、津田係長、川合主事

■傍聴者:

3名

■議題等:

1. 会長・副会長の選任
2. 諮問
 - ・保護樹木の指定解除について
3. 審議事項
 - ・保護樹木の指定解除について
 - ・草津市地球温暖化対策実行計画専門部会における委員の選任について
4. 報告事項
 - ・草津市地球温暖化対策実行計画の策定について

1. 開会、市長挨拶

【市長】

令和6年度第1回草津市環境審議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

皆様方には、この度環境審議会の委員をお引き受けいただいたことに感謝を申し上げますとともに、本日お忙しい中第1回審議会に御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

昨年12月でございますが、COP28が開かれましてパリ協定の目標達成に向けた世界全体の進捗状況を評価するグローバルストックテイクについて、初めて議論がなされました。気温上昇を1.5℃に抑えるという世界目標の達成に向けた更なる取り組みが必要とされたところでございます。

国におきましても、第6次環境基本計画の閣議決定がなされ、気候変動、生物多様性の損失、汚染の三つを世界的危機と捉えて、社会変革や環境の質の向上による循環共生型社会の実現を打ち出されております。

草津市におきましては、気候非常事態宣言を行っておりまして、市民、事業者、団体と市の協働によるゼロカーボンシティの実現に向けて、次期草津市地球温暖化対策実行計画の策定に向けて現在取り組んでおりまして、市域の地球温暖化対策をより一層推進してまいり所存でございます。

本日は、保護樹木として指定しております、大路2丁目の小汐井神社のムクノキの保護樹木の指定解除および地球温暖化対策実行計画専門部会委員の指名についてを議題とし、御審議をいただきますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

2. 議事概要

資料1:保護樹木の指定解除について

資料2:草津市地球温暖化対策実行計画 概要および次期計画策定審議経過

参考資料1 :草津市環境審議会委員名簿

参考資料2 :草津市環境審議会規則

参考資料3 :草津市環境基本条例

参考資料4 :草津市の良好な環境保全条例(抜粋)

参考資料5 :草津市の良好な環境保全条例施行規則(抜粋)

参考資料6 :自然環境保全地区・保護樹木(パンフレット)

参考資料7 :草津市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

参考資料8 :第1回草津市地球温暖化対策実行計画専門部会(R6.2.16開催)での主な意見
および回答・対応方針

参考資料9 :第2回草津市地球温暖化対策実行計画専門部会(R6.5.17開催)での主な意見
および回答・対応方針

参考資料10:草津市地球温暖化対策実行計画専門部会設置要領

(1) 会長、副会長の選任

会長：小林圭介委員、副会長：樋口能士委員、職務代理者：山川正信委員

※草津市環境審議会規則第4条第2項に基づき、委員の互選により会長および副会長を選出。

また、同規則第4条第5項に基づき、会長が職務代理者を指名。

【会長挨拶】

委員の皆様方には、環境審議会の運営につきまして何卒御協力をお願いしたいと思います。特に本年度は草津市地球温暖化対策実行計画の策定という大きな課題がございます。何卒御協力のほどをお願い申し上げたいと思います。簡単ではございますが私の挨拶とさせていただきます。

(2) 諮問

・保護樹木の指定解除について

(3) 審議事項

・保護樹木の指定解除について

【事務局】

<資料1について説明>

【会長】

ただいまの説明について、御質問、御意見はないか。

【委員】

伐採されてしまっているので、解除せざるを得ない。令和5年12月から急速に伐採したいという話になり、その理由が資料に記載されている。4月5日に事務局から説明を受けて見に行ったが、ほとんどの枝は落とされているような状態で、伐採が前提で話が進んでいると感じた。特に倒木のおそれもなく、健全な個体という印象を持ったが、管理者が急いで伐採する意向を示した場合、押しとどめることが相当難しいというのを改めて感じた。このぐらいの樹齢だと、文化財に指定されるぐらい立派なもので、短期間で伐採の判断をし、切ってしまったというのは非常に残念に思う。

樹木個体を指定する場合は、その個体自身が健全か不健全かという議論に止まり、あとは所有者の意向で決まるというところに大きな課題があるので、非常に重要なものであれば、保護樹木としてもう一步踏み込んだ保護の対策を検討する必要があると感じた。

【会長】

これまでも、せっかく指定した保護樹木が伐採されてきた経緯もある。そうした点について将来どうするか、残された保護樹木をどうするかも、今後の課題と考える。地球温暖化防止という点でも、保護樹木を大切にしなければいけない。御意見がなければ、事務局の方で仮の答申案があれば出してほしい。

【事務局】

<答申案について説明>

保護樹木の指定解除について。小汐井神社のムクノキについては、腐朽や空洞に起因する倒木の危険を回避したいという管理者の強い意向により、全伐採が行われ、現存しないことから、保護樹木の指定

解除はやむを得ないと判断します。

【会長】

答申案について、補足があれば。

【委員】

「やむを得ない」以外の判断があるとしたら、伐採した所有者・管理者にペナルティはあるのか。

【会長】

ペナルティはない。

【委員】

所有者管理者からすると、勝手に伐採したり枝打ちしたりもできないという規制はあるが、援助・補助がない。年に1回でもいいので、市において保護樹木に指定された木については樹木医による健診を行い、所有者に適切な助言ができるような仕組みを盛り込むべきではないか。保護樹木の指定をした市も、台風や強風で倒木の危機があるか、健全に育つのかということについて施策を考えていくべきだと思う。

このような結論しか出せないことに忸怩たる思いがあるが、やむを得ないと思う。

【会長】

無断で伐採をされたわけではないと思うので、伐採に至るまでの経過を事務局から説明をしてもらいたい。

【事務局】

何度か御相談いただいたうえで、やむを得ないという結果になった。木の治療をする場合は30万円を限度に補助対象経費の2分の1を補助する制度があり、説明させていただいたが、治療はされなかった。

なお、保護樹木の診断については、市から樹木医に委託をしている。管理者に毎年アンケートを行い、調子が悪い場合は樹木医に診察を依頼しており、また、3年に1回は診断をさせていただいている。その上で治療が必要な場合は、説明させていただいた補助金を出させていただいているというのが今現状である。

【委員】

経緯は問題ない。ただ、樹木医としては、木の状態だけをみると、倒木の危険まではないということか。

【事務局】

治療をすれば大丈夫と言われている。

【委員】

倒木の危険もないということか。

【事務局】

そうである。そのうえで管理者に治療を依頼し、検討するとのことだったが、どうしても切りたいという話あり、事務局の依頼をお聞きいただけなかった。

【委員】

神社にとって御霊木とも言える意味ある木だというような説明をしても、神社の方は切る判断をしたことに、腑に落ちない点はある。

【委員】

伐採の前に事務局とやり取りをしておき、委員からも伐採について事前に了承を得ている旨の内容が答申書に記載されていないのが気になる。内諾なしで伐採した事例が発生した場合に、この答申が独り歩きしていると、前例があると言われたときに反論できないので、付け加えたほうが良いのではないかと。

【委員】

事務局から事前に連絡を受けた記憶がない。委員全員に対して連絡してもらったのか。

【事務局】

全員に電話で連絡させていただいている。委員全員に連絡する都合上、伐採より後の連絡となった場合もある。

【委員】

私が事務局から連絡があったのは4月5日であり、同日に現地に行くと、枝は落とされ、あとは幹を切ればいいだけの状況で、経緯からすると性急なやり方だと思う。

この文章では腐朽や空洞に起因することになりそうだが、おそらくそれほど関係しないので、何か付け加えたほうがとも思うが、このままでもいいとも思う。

【会長】

既がない樹木について諮問されているので、答申としてもこの内容しかないと思われる。

【委員】

この文章だけが残ると、誰が倒木の危険を判断したのかの責任の所在がはっきりしないことになる。誰が危険を判断したかを残さないと、所有者の危険であるという一存で伐採してもよいということになり、保護樹木として指定する意義とはという疑問が生じる文章になると思う。基準まで示すのは困難とは思いますが、指針のようなものを付け足すなどをしたほうが、後の参考となる文章になると思う。

【会長】

ここでの審議事項は、この保護樹木の指定解除をどうするかであって、この樹木は現存しないので、存在しないということをもって指定解除するほかない。

【委員】

指定解除をするという結論に変わりはないが、一部市とも協議をした旨を入れていただきたい。

【副会長】

所有者の強い意向を市が了承して伐採が行われたというような、手続きを踏んだことを一言だけでも追加してはどうか。

【会長】

審議会における審議事項として議論する事項ではなく、伐採に至るまでの事務局の努力についてまで記載するのはいかがなものか。

【委員】

この内容では、全く知らない人からすると市役所が関知しないところで伐採されたとも読める。

【会長】

前回の答申はどのようにになっているか。

【事務局】

直近では、令和4年7月15日に2件の指定解除をした。1件目の旧東海道のエノキは、「枯死に起因する倒木の危険を回避する措置として全伐採が行われ、現存しないことから、保護樹木の指定解除はやむを得ないと判断します」という内容で答申いただいております、今回の案件と同様、伐採を終えられた後に審議会に諮問している案件である。

もう1件は、志那神社のクロマツであり、伐採の前にお話しをいただき、「倒木により第三者への被害を与える危険性が管理者より再三指摘されており、保護樹木の指定解除はやむを得ないと判断します」という内容で答申いただいております。

【会長】

事務局の取組は経緯として聞くのはよいが、答申に記載するのはいかがなものか。

【委員】

事前に市と審議会委員から了承を得ている旨が答申に反映されていればよいのではないかと。

【委員】

伐採された時点で保護樹木の要件から外れると考えており、伐採されたものに関して保護樹木を解除してもよいかを審議することに意味はあるのか。

【会長】

伐採されたとしても保護樹木の指定としては残っていることから、解除が必要となるので、審議する必要がある。伐採されて現存しないから、審議会に諮る必要がないということではない。

【事務局】

条例の規定に基づいて保護樹木の指定をしており、解除の場合も同じような手続きが定められているので、存在しない樹木であるものの、答申いただく必要があるもので、御理解いただきたい。

【委員】

小汐井神社のムクノキは、クロガネモチと「夫婦の木」として非常に貴重であるので指定されたという経過だったと思うが、クロガネモチが枯れた際に地域の方々に愛される木であるので残していこうということで、ムクノキだけが保護樹木として残っていると記憶している。

そういう意味では、木がなくなったことにより、信仰や地域に愛されるといった理由はなくなったので指定解除とするのはそれでいいと思う。指定した理由がなくなったので指定を解除するというのが、正しい考え方かと思う。答申はこの内容でよいと思うが、あえて言うなら、「腐朽や空洞に起因する倒木の危険を回避したいという管理者の強い意志により全伐採が行われ、地域に愛される木でなくなったことから、保護樹木の指定解除はやむを得ないと判断します」であればよいのではないかと。

【事務局】

過去の答申と整合を取ったうえで、原案を作成させていただいている。委員の皆様からの御指摘のとおりに、残していただくように働きかけをしたつもりではあるが、現存しないという状況となっている。

【委員】

条例には解除の規定はないのか。

【事務局】

読替えになっているので、指定と同じ手続きをとることになる。自然環境保全地区の指定や解除の規

定を準用して保護樹木の指定解除を行うことになるので、審議会の意見聴取をさせていただいている。

【委員】

解除の規定が特にないのであれば、存在しなくなったので解除するといった扱いでもよいのではないかとこの気もする。

【委員】

前回の案件と違うのは、樹木に延命の余地があるのではということでも市からも説得をされた点である。今後も倒木の危険があれば、管理者から伐採の申出あると思うが、事後の手続きで了とする答申が2回も出ると、次回以降も管理者の意向に従わざるを得なくなるように思うが、それでよいのか。

【会長】

審議会で議論するのは、何を根拠として指定を解除するかのみである。

【副会長】

今後も同様の事例やもう少し健康である診断があっても、少しでも倒木の危険があるので管理者が切りたと言った場合は、この前例を踏襲するということでもよいのか。

【会長】

倒れた際に誰が責任を負うのかという問題があるので、責任をとれない以上、これでやむを得ないと思う。諮問に至るまでの努力は事務局がしてくれているので、審議事項としては解除をどうするのかのみである。

【副会長】

管理者による伐採の希望があれば、誰も責任を取れないので伐採せざるを得ないということか。

【会長】

今回の案件については、まだ安全であると思うものの、万一、何か起きた際の責任は取れない。

【委員】

今回の案件で腑に落ちないのは、指定解除の手続きよりも先に伐採してしまっていることであり、管理者の伐採の意向が強すぎて先走ってしまっているが、急ぐ理由も無いように思う。

市も現状変更の届出を受理しただけであって、伐採の許可をしたのではないので、市に相談をしているものの、承諾を得ずに伐採したことになる。管理者の強い意向で伐採を行ったことにより現存しないので解除という形でしか答申できないと思う。

保護樹木が現存している段階であれば、もう少し保護に向けて努力をしてくださいという結論になったかもしれないが、伐採してしまっているので答申はこの内容でよいと思う。

【会長】

答申案は、市の承諾を得ずに伐採したという意味を含ませて所有者に責任を負わせる内容となっている。万一、事故があった場合の責任は負いきれない。

【副会長】

ここまでの議論を聞く限り、手続きにおいて残念だなという雰囲気を感じる。

【委員】

管理者が伐採してしまったから仕方がないので解除をするという結論を審議会として出すべきなのか。

【会長】

志那神社のクロマツは、すぐには倒れないという意見はあったが、万一、倒れた場合の責任を負うこと考えて、指定解除をした。

今回の案件は、事務局が所有者と交渉してくれたが、それにも関わらず所有者が伐採したという経緯のもとに、現存しない樹木の指定解除の諮問を受けたので、所有者にある程度の責任を負ってもらう内容の答申とせざるを得ない。

【委員】

事前に審議会委員の全員が承認したという経緯であればよいが、何かあった際に責任を取りたくないからという理由のみであれば、今後、審議会としてあらゆる決定ができなくなる。

倒木の危険があったとしても、最低限ここまで補強をすれば通常起こりうる災害にも耐えられるといった助言も含めて審議会の責任だと思うので、責任を取れないから伐採を認めるというのは、違うと思う。

【事務局】

保護樹木の制度を設けた平成16年度の審議会の記録によると、所有者または管理者の方から強い意向で指定解除や伐採をしたいという申出があった際に、強制的に残してもらうというのは困難との見解のうえに制度を作っているところである。

【委員】

管理者から伐採してよいか、指定解除をしてもらえないかという相談はあったのか。倒木の危険があつて伐採したいのであれば、指定解除の申請をしてもらう必要があるかと思うが。

【事務局】

最初に管理者から御相談いただいた際に、審議会において解除の手続きが必要ということは説明させていただいており、1月時点では納得いただいていたが、それ以降にどうしても今伐採したいというお話があったので、事前に審議会委員に御連絡させていただいたという経過である。

【委員】

条例では指定解除は審議会に諮る必要があるが、伐採の可否は審議会ではなく市が判断するのであれば、このような答申案でよいのではないか。

【副会長】

今までの議論からすると、答申はこの内容でよいかと思う。ただ、このような議論があったというのは議事録に残ることや同様の事例が2回続いたことを踏まえて、答申に何か一言添えられないか。例えば「今後は管理者としてより一層の協力関係により現存する保護樹木の維持管理に努めていただきたい」というように、我々の意向も一言あつてもよいのではないか。残っている保護樹木に関しては、なるべく早い段階から市と管理者が協力して維持管理に努めてもらいたい旨を市長に答申するということがよいのではないか。

【会長】

今回のムクノキに関しては、健在であると内心では確信しているが、万一、何かあった際には責任を取れないと言わせていただいている。あくまで所有者に対してお願いのもとで指定をしているので、解除についても所有者の意向を強く反映せざるを得ない。苦肉の策として、所有者が市の承諾を得ずに伐採し

たことを含めて、指定を解除するといった答申にさせてもらうしかない。

【委員】

先ほどの一言は答申に加えるのか。「現存しないことから」とするよりも、保護樹木の指定の基準を満たさなくなったので解除としたほうが、保護という視点からすると、より良いかを感じる。

【委員】

保護樹木の指定基準を満たさないと記載すると、木が枯死している、倒木しそうなどのニュアンスが入る可能性がある。今回は、存在している状態であれば問題はなかったと本当は言いたいので、この表現はやめたほうがよいと思う。

【会長】

先ほどから申し上げているとおり、現存しない前提のもとに答申する必要がある。指定基準を満たさないというのは、現存するものを見たから指定基準を満たさないという言葉が出てくる。また、今後の取組についても答申に則さないので、消してもらいたい。

【副会長】

今回の議論を議事録に残しておいていただきたい。

【会長】

長時間にわたり議論をし尽くしたということで、この内容で承認をいただきたいと思うが、いかがか。

—異議なし—

それでは、この内容で私のほうから市長へ答申させていただく。

・草津市地球温暖化対策実行計画専門部会における委員の選任について

【事務局】

＜参考資料10について説明＞

【会長】

私のほうから、指名をさせていただく。

学識経験者 小林委員、樋口委員、横田委員

行政を代表するもの 中西委員

産業を代表するもの 米田委員

市民を代表するもの 中井委員、森委員

以上の7名とする。

また、草津市地球冷やしたい推進協議会から本江氏と桂氏の2名に出席を求め、意見聴取を行っていきたい。専門部会はこの9名での審議体制とするが、担当課からの説明と私からの指名について、御意見、御質問等はないか。

—意見なし—

では、9名についてお認めいただいたということで、次期計画の策定に向け、引き続き取り組んでまいります。

(2) 報告事項

・草津市地球温暖化対策実行計画の策定について

【事務局】

＜資料2、参考資料8および9について説明＞

【会長】

順次、事務局の説明に御意見をいただきたい。

【委員】

スケジュールでは、審議会に諮るタイミングは答申のみとなっている。それまでに、審議会として報告・説明を受けて、議論をしなければいけない部分も出てくるのではないかと思うので、もう1回程度、審議会を開催いただく必要があるのではないか。

【会長】

答申案となる前にできるだけ審議会委員の皆さんから意見聴取をしておきたいので、本日、報告事項として出させてもらった。

【委員】

実行計画概要審議経過は、なぜパワーポイントで作成したのか。非常にわかりにくかったので、意見を言える状況にない。意見を求めるのであれば、原案のたたき台のような文章で作成いただいたほうがわかりやすい。

【会長】

専門部会での審議の途中ではあるが、何か反映できる意見があればということで、報告事項として出させてもらった。少しでも気づいたことがあれば、ぜひ出していただきたい。

【委員】

審議会において丁寧な議論を進めていくことが大事だと改めて実感している。資料2の11ページにある「まとめ」に関して、意見を申し上げたい。

全体を通じて「わかりやすい、丁寧な」という部分にこだわって説明いただいたが、今後の審議において、市民から見て「わかりやすい、取り組みやすい」というポイントを押さえているかを見ていきたい。そのうえで、防災対策等の強化などの他の地域課題との連携といった「レジリエンス」の部分について、唐突感が拭えないので、こういう取組がどのように役立つといった表現ができれば、よりわかりやすいと思う。

【事務局】

「レジリエンス」の強化については、専門部会においても、防災対策の強化という点で太陽光パネルなどの自立的にエネルギーを確保する設備を公共施設などが率先して導入することも必要ではないかとの指摘もあるので、今後の専門部会での報告や計画としてまとめる際には、わかりやすく伝えられるように工夫を重ねてまいりたい。

審議会への報告のタイミングについては、計画策定のスケジュールの都合上、会長副会長と検討してまいりたいと考えているが、いったんは10月を予定しているので、御了承いただきたい。

【会長】

「レジリエンス」と温暖化の関係について御意見をいただいたので、事務局から説明をお願いしたい。

【事務局】

防災対策の強化に関しては、災害が起きた際にはガスや電気も外部からの供給が遮断されることになるが、自立的にエネルギーを確保する設備があると避難所の運営や避難物資の運搬といった面を強化できるということである。

再生可能エネルギーを確保することにより、温暖化対策や災害時のエネルギーの確保に繋がるというように、同時に様々な課題を解決するといった伝え方を次期計画ではしていきたい。

【委員】

「レジリエンス」という言葉は、このような計画において防災対策という意味合いで用いられているのか。

【事務局】

政府の資料においても用いられている。

【委員】

本来は教育やメンタルヘルスの分野で「打たれ強さ」「復元力」というような意味で用いられる言葉で、防災対策でこのように用いるのは初めて聞いた。横文字に通じた方はわかるかもしれないが、市民に理解してもらうことを考えると、別の言葉を用いたほうがよいのではないか。

【委員】

「レジリエンス」という言葉は、都市計画の分野では防災対策ではなく、国土交通省もそのような使い方はしていない。「打ち勝つ」などといった意味でしかない。

【委員】

「レジリエンス」という言葉の資料での用いられ方が適切なのかもだが、市民も理解しづらいと思うので、これまでの「防災対策」「備蓄」といった言葉ではいけないのか。

ソーラーの話が出てきたが、ソーラーだけでは対応できないと思うので、再生エネルギーで何を目指しているのかということを含めて、草津ならではの草津だからできる取組を盛り込んでもらえるとういと思う。他の自治体でもやっている取組ではなく、例えばEVの購入に対する草津市独自の補助があれば災害時の電源確保に通じると思うので、お金がかかることは言いにくいかもしれないが、先行投資となるような取組があればよいかと思う。

【会長】

先ほどお話いただいたようなアイデアをお聞きしたくて、議題として出させてもらった。審議会に正式に諮るのは、最終的な答申案がまとまった段階となるが、その前に良い機会だから委員の皆さんの御意見をお聞きしたいという思いで、議題として出させてもらっている。

今後、計画に対して、これはといった意見があれば、出してもらいたい。

【委員】

財源に関して、森林環境税が草津市にも入ってきていると聞いているが、具体的にどのように使われているのか、計画に記載できないか。また、クリーンセンターなどで売電したお金があると思うが、温暖化対策を進めるための財源として計画に記載することはできないか。

【事務局】

「レジリエンス」については、御指摘を踏まえて、市民の皆様にはわかりやすい正しい表現をしてきたい。

太陽光だけで対応できるのかなどの御指摘については、専門部会では太陽光を進めるといった御意見はなく、わかりやすくみんなで取り組めるものを草津市として大事にしてほしいということで、LED への交換に対する補助や断熱のためのペアガラスの設置に対する補助の検討が御意見として出ている。

財源などについて、具体的にどの財源を取り込むのかは現時点では申し上げられない。少なくとも再エネ促進区域に関して計画で定めることが、国の支援を受ける一つのポイントであると聞いている。具体的には、再エネ促進区域で市が実施する事業に対する補助などの優遇措置が今後整備されていくと聞いているので、それも見越したうえで、計画に位置付けていきたい。

【委員】

再エネ促進区域の件は、以前に審議会で報告があったものか。

【事務局】

脱炭素先行地域のことか。

【委員】

立命館大学や農業ハウスで実施するという説明があったかと思うが。

【事務局】

脱炭素先行地域への応募を昨年度に審議会で報告させていただいたが、その際は脱炭素先行地域を再エネ促進区域に含める想定であった。国は再エネ促進区域に含まれた脱炭素先行地域に対して補助を行うという枠組みを持っているため、市の公共施設や立命館大学などの防災拠点に太陽光パネルを設置することも提案させていただいた。

脱炭素先行地域は不採択となったものの、専門部会ではその検討内容は活かすようにとの御指摘をいただいたので、防災拠点となっている施設に再エネ設備を設置するといったことも検討するのも、一つの方向性であると考えている。

【会長】

申し訳ないが、会議が長時間に及んでいるので、このあたりで議論を終了させていただきたい。御意見やアイデアがあれば、事務局に出していただきたい

3. その他

【事務局】

次回の地球温暖化対策実行計画専門部会は、7月19日(金)の13時30分から2階特大会議室で開催を予定している。後日開催案内を送付するので、御出席をお願いしたい。

次回の審議会については、8月の開催を予定しており、開催日の1か月前までに御案内させていただきます。

4. 閉会

【副会長】

本日から副会長を務めることとなった。長く環境審議会に携わってきたが、今まで以上に意見をしっかり聞いて、草津市に意見できるように、改めて副会長の立場から勉強していきたい。

会長を補佐できるよう頑張ってまいりたいと思うので、今後ともよろしくお願ひしたい。

【事務局】

これをもって、令和6年度第1回草津市環境審議会を閉会させていただく。